

鋸南町水道水質管理計画(令和7年度)

1. 基本方針

町民の皆様が安心して飲んでいただける水道水を供給するために、水源の状況に応じ適切な水質検査を実施するとともに安全な水道水を供給していることをご理解願うため水道水の水質検査計画を作成し、その検査計画を公表するものです。

2. 水道事業の概要

当町の水道事業の内容は次のとおりです。

鋸南町水道事業(令和6年4月 現在)			
名称	鋸南町浄水場	湯沢配水場	全体
給水人口(人)	4,485	2,288	6,773
1日最大給水量(m ³)	2,587	1,386	3,660
1日平均給水量(m ³)	1,910	1,107	3,018

給水区域 町内全体

水源の名称 鋸南町浄水場系統 ①鋸山ダム(元名川水系 元名川)
②元名ダム(小磯川水系 小磯川)
③元名川
湯沢配水場系統 ④南房総広域水道企業団から浄水受水

水源の種類 ①、②、③は表流水
④は浄水受水

浄水場(配水場)の名称 (1)鋸南町浄水場:鋸南町元名1350番地
(2)湯沢配水場:鋸南町横根200-1番地

浄水方法 (1)急速濾過法、凝集沈殿、塩素処理、粉末活性炭(夏季のみ)
(2)追加塩素処理

3. 原水の水質状況

当町のダムは、周辺地域に人家が無く生活排水の流入等が無いため、良好な水源です。

南房総広域水道企業団は、利根川の水を千葉県佐原市地点より取水した後、両総用水共用施設、栗山川、房総導水路を経て長柄ダムに至り、更に南房総導水路により導水されたものを大多喜浄水場原水として浄水処理した水を湯沢配水場まで送っています。

(大多喜浄水場の処理は、粉末活性炭、凝集沈殿、濾過です。)

当町の水道における水質問題としては、次のような点が挙げられます。

- ①藻類の発生 水が空気と太陽光線にさらされれば必ず藻類が発生し、抑制しなければ増加するため、水質を悪くし、有機物を増やし、色や臭いの原因となります。
- ②停滞水(長時間使わなかった水)の鉛管使用のお客様への鉛溶出
- ③水源水質事故の予防対策

①の藻類の発生に対しては、定期的に硫酸銅(藻の発生を抑制させる薬)を散布し藻の発生を抑えております。(銅は水中に残らず、炭酸化塩か水酸化物になり、沈澱するため人体に影響することはありません。) また粉末活性炭を注入し色や臭いの除去を行っております。

②の鉛については、鉛管を使用されているご家庭で、長時間停滞させた時に鉛濃度が高くなりますので、初めのバケツ1杯程度は飲用以外に使用して下さい。なお、鉛管についてはできるだけ早く敷設替えを行うよう努力しております。(鉛管を使用されているご家庭には、文書による連絡をしております。)

③の水源水質事故の予防対策として、水質事故発生時には速やかな連絡体制を確保すると共に、浄水に影響がないような処理を行う体制を整えております。更に魚類を飼ってその動きを監視し、突然の毒物流入に備えています。

4. 採水地点、検査項目の頻度及びその理由

(1)毎日検査

採水地点	鋸山ダム	元名川	沈澱池	浄水池	大帷子上 (給水栓)	田町 (給水栓)	岩井袋 (給水栓)
検査頻度	3回/日	3回/日	3回/日	3回/日	1回/日	1回/日	1回/日
項目	水温	水温	水温	水温			
	濁度	濁度	濁度	濁度	濁り	濁り	濁り
	色度	色度	色度	色度	色	色	色
	臭気	臭気	臭気	臭気			
	PH	PH	PH	PH			
			残留塩素	残留塩素	残留塩素	残留塩素	残留塩素
				味			
				アルカリ度			

(注)・元名ダムについては、取水時のみ検査を実施。

・残留塩素については、沈澱池及び浄水池は随時、検査を実施。その他の給水栓は、委託により1日1回検査を実施。

・アルカリ度については、浄水池にて、1日1回検査を実施。

(2)委託検査(別紙1のとおり)

※水質基準項目の検査省略理由について(別紙2～別紙5のとおり)

5. 臨時検査

浄水処理に問題が発生した場合、当該物質について適宜検査を行い、適正な浄水処理に努めています。お客様の水道水に問題が生じた場合、速やかに対応しますので、浄水場まで連絡して下さい。(鋸南町浄水場 Tel 0470-55-1229)

臨時の水質検査は次の場合実施します。

- ①水源又は浄水場原水に水質変化が生じ、供給水が水質基準に適合しないおそれがあるとき。
- ②水質異常が発生した場合は、供給水の安全性が確認されるまでは連続的に行う。
- ③水源及びその周辺等において消化器系伝染病が流行しているとき。
- ④浄水処理過程に異常があったとき。
- ⑤その他水道施設が故意もしくは不可抗力により著しく汚染されたおそれがあると認められたとき。

6. 水質検査の方法

水質検査の委託先は、水道法第20条の厚生労働省指定登録検査機関です。業者については、検査能力が十分あり、測定機器の精度管理がなされていることを条件としています。

①具体的な検査項目、頻度

「別紙1～5」及び「年間水質検査頻度表」のとおりです。

②試料の採取及び運搬方法

試料の採取及び運搬は、水質検査委託業者が行います。

③臨時検査の取扱い

定期検査と臨時検査の委託先は同一の検査機関とします。

水質検査業務仕様書に定期検査及び臨時検査に関する届出事項を明記して書類として提出させる旨を記載しております。

④委託した検査の実施状況の確認方法

必要に応じて作業記録や分析データの提出及び水質検査委託業者の立入検査を実施し検査状況を確認します。

7. 関係機関への連絡

水質異常発生時において下記機関へ連絡します。

名称	電話番号	FAX番号
千葉県総合企画部水政課	043-223-2629	043-222-0046
安房健康福祉センター	0470-22-4511	0470-23-6694

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

①当町が作成した次年度の水質検査計画は、毎年3月のホームページにより町民の皆様にご公開します。計画の内容について、町民の皆様の意見があれば参考にしますので、浄水場まで連絡して下さい。

②前年度の検査結果及び評価については、4月から鋸南町建設水道課及び浄水場で公表致します。

9. 水質検査結果の評価について

令和6年度水質検査結果につきまして、浄水で水質基準値を超過した項目はありません。

原水是水質基準値が適用されませんが、藻臭が発生したため、浄水場で活性炭を注入し除去しております。

10. 水質検査計画の見直しについて

浄水で水質検査測定値が水質基準値の10%を超過した場合、水質検査計画を見直す場合があります。見直した場合はホームページにて公開します。

11. 水質検査の精度及び信頼性保証について

鋸南町では水質検査測定値の信頼性を確保するため、委託検査項目について、正確かつ制度の高い検査に留意しております。

(別紙1)

水質検査の実施頻度は、義務づけられた検査項目以外は、状況により省略が可能になりました。当町の原水は付近に建築物や排水の流入等がないため、次のような検査を実施することとします。

(1)採水地点

- ①鋸山ダム(原水)
- ②元名ダム(原水)
- ③元名川(原水)
- ④浄水場(浄水)
- ⑤給水栓3ヵ所(浄水)【大帷子上、田町、岩井袋】

(2)検査項目の頻度及びその理由

1. 基準項目(浄水池及び給水栓3ヶ所は、別紙2～5のとおり)

①鉛の検査

浄水月1回(省略が出来ない項目、鉛管使用宅1ヶ所にて実施)

②水質基準全項目の検査

原水年1回(省略が出来ない項目及び測定値が高いため)

③一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物質(TOC)の検査

原水月1回(省略が出来ない項目及び測定値が高いため)

④ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール、マンガンの検査

夏季に原水年4回(夏季に原水で測定値が高くなる可能性があるため)

⑤硝酸態・亜硝酸態窒素、カルシウム・マグネシウム(硬度)、蒸発残留物の検査

原水年4回(測定値が高いため)

⑥pH、臭気、色度、濁度の検査

原水月1回(省略が出来ない項目及び測定値が高いため)

⑦亜硝酸態窒素の検査

原水年2回(省略が出来ない項目)

2. 水質管理目標設定項目

①アンチモン、ウラン、ニッケル、フタル酸ジエチルヘキシルの検査

原水年2回(水質管理目標設定項目の検査)

②ジクロロアセトニトリル、抱水クロラール、ランゲリア指数の検査

浄水年2回(水質管理目標設定項目の検査)

③残留塩素の検査

浄水年2回(水道水中の塩素濃度測定)

④遊離炭酸の検査

原水及び浄水で年2回(水質管理目標設定項目の検査)

⑤臭気強度、従属性栄養細菌の検査

原水及び浄水で年4回(水質管理目標設定項目の検査)

⑥PFOS及びPFOAの検査

原水及び浄水で年1回(水質管理目標設定項目の検査)

3. その他の項目

①アンモニア態窒素の検査

原水月1回(浄水処理過程における消毒効果低減の原因になるため)

②生物化学的酸素要求量の検査

元名川年4回(夏季のみ、藻類発生状況調査のため)

③溶存酸素、化学的酸素要求量、全磷、全窒素、浮遊物質量の検査

鋸山ダム及び元名ダム年4回(夏季のみ、藻類発生状況調査のため)

④クリプトスポリジウム及びジアルジアの検査

原水及び浄水池年2回(集団感染防止のため)

⑤嫌気性芽胞菌の検査

原水年4回(クリプトスポリジウム汚染の指標菌)

年間水質検査頻度(令和7年度)

(1)基準項目

(単位:回数/年)

番号	検査項目	鋸山ダム	元名ダム	元名川	浄水場	給水栓1 (大帷子上)	給水栓2 (田町)	給水栓3 (岩井袋)	合計
1	一般細菌	12	12	12	12	12	12	12	84
2	大腸菌	12	12	12	12	12	12	12	84
3	カドミウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	7
4	水銀及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	7
5	セレン及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	7
6	鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	7
7	砒素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	7
8	六価クロム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	7
9	亜硝酸態窒素	2	2	2	4	4	4	4	22
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1	1	1	4	4	4	4	19
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4	4	4	4	4	4	4	28
12	フッ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	7
13	ホウ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	7
14	四塩化炭素	1	1	1	1	1	1	1	7
15	1,4ジオキサン	1	1	1	1	1	1	1	7
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	7
17	ジクロロメタン	1	1	1	1	1	1	1	7
18	テトラクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	7
19	トリクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	7
20	ベンゼン	1	1	1	1	1	1	1	7
21	塩素酸				4	4	4	4	16
22	クロロ酢酸				4	4	4	4	16
23	クロロホルム				4	4	4	4	16
24	ジクロロ酢酸				4	4	4	4	16
25	ジブロモクロロメタン				4	4	4	4	16
26	臭素酸				4	4	4	4	16
27	総トリハロメタン				4	4	4	4	16
28	トリクロロ酢酸				4	4	4	4	16
29	ブロモジクロロメタン				4	4	4	4	16
30	ブロモホルム				4	4	4	4	16
31	ホルムアルデヒド				4	4	4	4	16
32	亜鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	7
33	アルミニウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	7
34	鉄及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	7
35	銅及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	7
36	ナトリウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	7
37	マンガン及びその化合物	4	4	4	4	4	4	4	28
38	塩化物イオン	12	12	12	12	12	12	12	84
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	4	4	4	4	1	1	4	22
40	蒸発残留物	4	4	4	4	4	4	4	28
41	陰イオン界面活性剤	1	1	1	1	1	1	1	7
42	ジェオスミン	4	4	4	4	4	4	4	28
43	2-メチルイソボルネオール	4	4	4	4	4	4	4	28
44	非イオン界面活性剤	1	1	1	4	4	4	4	19
45	フェノール類	1	1	1	1	1	1	1	7
46	有機物(TOC)	12	12	12	12	12	12	12	84
47	pH値	12	12	12	12	12	12	12	84
48	味				12	12	12	12	48
49	臭気	12	12	12	12	12	12	12	84
50	色度	12	12	12	12	12	12	12	84
51	濁度	12	12	12	12	12	12	12	84
合計		146	146	146	210	207	207	210	1,272

(2)水質管理目標設定項目

(単位:回数/年)

番号	検査項目	鋸山ダム	元名ダム	元名川	浄水場	給水栓1 (大帷子上)	給水栓2 (田町)	給水栓3 (岩井袋)	合計
1	アンチモン及びその化合物	2	2	2					6
2	ウラン及びその化合物	2	2	2					6
3	ニッケル及びその化合物	2	2	2					6
5	1,2-ジクロロエタン								
7	1,1,2-トリクロロエタン								
8	トルエン								
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	2	2	2					6
10	亜塩素酸								
12	二酸化塩素								
13	ジクロロアセトニトリル				2	2	2	2	8
14	抱水クロラール				2	2	2	2	8
15	農薬類								
16	残留塩素				2	2	2	2	8
17	カルシウム・マグネシウム等(硬度)※								
18	マンガン及びその化合物※								
19	遊離炭酸	2	2	2	2	2	2	2	14
20	1,1,1-トリクロロエタン								
21	メチル-tert-ブチルエーテル								
22	有機物質(KMnO4消費量)								
23	臭気強度(TON)	4	4	4	4	4	4	4	28
24	蒸発残留物※								
25	濁度※								
26	pH値※								
27	腐食性(ランゲリア指数)				2	2	2	2	8
28	従属性栄養細菌	4	4	4	4	4	4	4	28
29	1,1-ジクロロエチレン								
30	アルミニウム及びその化合物※								
31	PFOS及びPFOA	1	1	1	1				4
合計		19	19	19	19	18	18	18	130

※印は、基準項目と同じ

(3)その他の項目

番号	検査項目	鋸山ダム	元名ダム	元名川	浄水場	給水栓1 (本郷上)	給水栓2 (田町)	給水栓3 (岩井袋)	合計
1	アンモニア態窒素	12	12	12					36
2	溶存酸素	4	4						8
3	生物化学的酸素要求量			4					4
4	化学的酸素要求量	4	4						8
5	全磷	4	4						8
6	全窒素	4	4						8
7	浮遊物質	4	4						8
8	クリプトスポリジウム	2	2	2	2				8
9	ジアルジア	2	2	2	2				8
10	嫌気性芽胞菌	4	4	4					12
合計		40	40	24	4	0	0	0	108

※鉛管使用宅にて、鉛検査を毎月実施(1箇所)

(別紙2) 水質基準項目の検査省略について(浄水池)

基準項目

番号	検査項目	基準値 (mg/L)	過去3カ年の検査結果最大値 (mg/L)	水道法に基づく検査回数	検査省略の可否	検査回数 (R2)	検査回数減の理由	
							1回/年	1回/3年
1	一般細菌	100個以下	0	12回/年	省略不可	12回/年	-	-
2	大腸菌	不検出	不検出	12回/年	省略不可	12回/年	-	-
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
7	砒素及びその化合物	0.01以下	0.001以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
8	六価クロム及びその化合物	0.02以下	0.005以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004以下	4回/年	省略可	4回/年	-	-
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001以下	4回/年	省略不可	4回/年	-	-
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1.25	4回/年	省略可	4回/年	-	-
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.09	4回/年	省略可	1回/年	注②	-
13	ホウ素及びその化合物	1以下	0.1以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
15	1,4ジオキサン	0.05以下	0.005以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.001以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.001以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
20	ベンゼン	0.01以下	0.001以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
21	塩素酸	0.6以下	0.35	4回/年	省略不可	4回/年	-	-
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002以下	4回/年	省略不可	4回/年	-	-
23	クロロホルム	0.06以下	0.021	4回/年	省略不可	4回/年	-	-
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.003以下	4回/年	省略不可	4回/年	-	-
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.021	4回/年	省略不可	4回/年	-	-
26	臭素酸	0.01以下	0.004	4回/年	省略不可	4回/年	-	-
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.043	4回/年	省略不可	4回/年	-	-
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.018	4回/年	省略不可	4回/年	-	-
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.016	4回/年	省略不可	4回/年	-	-
30	ブロモホルム	0.09以下	0.001以下	4回/年	省略不可	4回/年	-	-
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008以下	4回/年	省略不可	4回/年	-	-
32	亜鉛及びその化合物	1以下	0.002	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
35	銅及びその化合物	1以下	0.01以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	28.4	4回/年	省略可	1回/年	注②	-
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.001以下	4回/年	省略可	4回/年	-	-
38	塩化物イオン	200以下	32.7	12回/年	省略不可	12回/年	-	-
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300以下	146	4回/年	省略可	4回/年	-	-
40	蒸発残留物	500以下	305	4回/年	省略可	4回/年	-	-
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
42	ジェオスミン	0.00001以下	0.000002	発生時1回/月	省略不可	4回/年	-	-
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001以下	発生時1回/月	省略不可	4回/年	-	-
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002以下	4回/年	省略不可	4回/年	-	-
45	フェノール類	0.005以下	0.0005以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
46	有機物(TOC)	3以下	3.0	12回/年	省略不可	12回/年	-	-
47	pH	5.8~8.6	7.7	12回/年	省略不可	12回/年	-	-
48	味	異常でないこと	異常無し	12回/年	省略不可	12回/年	-	-
49	臭気	異常でないこと	異常無し	12回/年	省略不可	12回/年	-	-
50	色度	5度以下	1.5	12回/年	省略不可	12回/年	-	-
51	濁度	2度以下	0.3	12回/年	省略不可	12回/年	-	-

注① 原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合であって、過去3カ年における当該事項の検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上と、過去3カ年における当該事項の検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。

注② 原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合であって、過去における当該事項の検査結果が、基準値の2分の1以下を超えたことがなく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、他の規定に関わらず省略することができる。(特定の検査項目)

注③ 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

注④ 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

(別紙3) 水質基準項目の検査省略について(大帷子上)

基準項目

番号	検査項目	基準値 (mg/L)	過去3カ年の検査結果最大値 (mg/L)	水道法に基づく検査回数	検査省略の可否	検査回数 (R2)	検査回数減の理由	
							1回/年	1回/3年
1	一般細菌	100個以下	0	12回/年	省略不可	12回/年	-	-
2	大腸菌	不検出	不検出	12回/年	省略不可	12回/年	-	-
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
7	砒素及びその化合物	0.01以下	0.001以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
8	六価クロム及びその化合物	0.02以下	0.005以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004以下	4回/年	省略可	4回/年	-	-
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001以下	4回/年	省略不可	4回/年	-	-
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	3.61	4回/年	省略可	4回/年	-	-
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.11	4回/年	省略可	1回/年	注②	-
13	ホウ素及びその化合物	1以下	0.1以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
15	1,4ジオキサン	0.05以下	0.005以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.001以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.001以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
20	ベンゼン	0.01以下	0.001以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
21	塩素酸	0.6以下	0.12	4回/年	省略不可	4回/年	-	-
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002以下	4回/年	省略不可	4回/年	-	-
23	クロロホルム	0.06以下	0.003	4回/年	省略不可	4回/年	-	-
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.003以下	4回/年	省略不可	4回/年	-	-
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.018	4回/年	省略不可	4回/年	-	-
26	臭素酸	0.01以下	0.002	4回/年	省略不可	4回/年	-	-
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.043	4回/年	省略不可	4回/年	-	-
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.003以下	4回/年	省略不可	4回/年	-	-
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.007	4回/年	省略不可	4回/年	-	-
30	ブロモホルム	0.09以下	0.018	4回/年	省略不可	4回/年	-	-
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008以下	4回/年	省略不可	4回/年	-	-
32	亜鉛及びその化合物	1以下	0.002	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.03	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
35	銅及びその化合物	1以下	0.01以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	30.2	4回/年	省略可	1回/年	注②	-
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.001以下	4回/年	省略可	4回/年	-	-
38	塩化物イオン	200以下	51.6	12回/年	省略不可	12回/年	-	-
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300以下	103	4回/年	省略可	1回/年	注②	-
40	蒸発残留物	500以下	281	4回/年	省略可	4回/年	-	-
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
42	ジェオスミン	0.00001以下	0.000001以下	発生時1回/月	省略不可	4回/年	-	-
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001以下	発生時1回/月	省略不可	4回/年	-	-
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002以下	4回/年	省略不可	4回/年	-	-
45	フェノール類	0.005以下	0.0005以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
46	有機物(TOC)	3以下	1.0	12回/年	省略不可	12回/年	-	-
47	pH	5.8~8.6	8.2	12回/年	省略不可	12回/年	-	-
48	味	異常でないこと	異常無し	12回/年	省略不可	12回/年	-	-
49	臭気	異常でないこと	異常無し	12回/年	省略不可	12回/年	-	-
50	色度	5度以下	0.5以下	12回/年	省略不可	12回/年	-	-
51	濁度	2度以下	0.1以下	12回/年	省略不可	12回/年	-	-

注① 原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合であって、過去3カ年における当該事項の検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上と、過去3カ年における当該事項の検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。

注② 原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合であって、過去における当該事項の検査結果が、基準値の2分の1以下を超えたことがなく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、他の規定に関わらず省略することができる。(特定の検査項目)

注③ 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

注④ 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

(別紙4) 水質基準項目の検査省略について(田町)

基準項目

番号	検査項目	基準値 (mg/L)	過去3カ年の検査結果最大値 (mg/L)	水道法に基づく検査回数	検査省略の可否	検査回数 (R2)	検査回数減の理由	
							1回/年	1回/3年
1	一般細菌	100個以下	0	12回/年	省略不可	12回/年	-	-
2	大腸菌	不検出	不検出	12回/年	省略不可	12回/年	-	-
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
7	砒素及びその化合物	0.01以下	0.001以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
8	六価クロム及びその化合物	0.02以下	0.005以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004以下	4回/年	省略可	4回/年	-	-
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001以下	4回/年	省略不可	4回/年	-	-
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	3.61	4回/年	省略可	4回/年	-	-
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.11	4回/年	省略可	1回/年	注②	-
13	ホウ素及びその化合物	1以下	0.1以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
15	1,4ジオキサン	0.05以下	0.005以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.001以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.001以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
20	ベンゼン	0.01以下	0.001以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
21	塩素酸	0.6以下	0.09	4回/年	省略不可	4回/年	-	-
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002以下	4回/年	省略不可	4回/年	-	-
23	クロロホルム	0.06以下	0.002	4回/年	省略不可	4回/年	-	-
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.003以下	4回/年	省略不可	4回/年	-	-
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.018	4回/年	省略不可	4回/年	-	-
26	臭素酸	0.01以下	0.002	4回/年	省略不可	4回/年	-	-
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.042	4回/年	省略不可	4回/年	-	-
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.003以下	4回/年	省略不可	4回/年	-	-
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.007	4回/年	省略不可	4回/年	-	-
30	ブロモホルム	0.09以下	0.018	4回/年	省略不可	4回/年	-	-
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008以下	4回/年	省略不可	4回/年	-	-
32	亜鉛及びその化合物	1以下	0.001	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.03	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
35	銅及びその化合物	1以下	0.01以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	29.6	4回/年	省略可	1回/年	注②	-
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.001以下	4回/年	省略可	4回/年	-	-
38	塩化物イオン	200以下	51.7	12回/年	省略不可	12回/年	-	-
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300以下	102	4回/年	省略可	1回/年	注②	-
40	蒸発残留物	500以下	267	4回/年	省略可	4回/年	-	-
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
42	ジェオスミン	0.00001以下	0.000001以下	発生時1回/月	省略不可	4回/年	-	-
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001以下	発生時1回/月	省略不可	4回/年	-	-
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002以下	4回/年	省略不可	4回/年	-	-
45	フェノール類	0.005以下	0.0005以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
46	有機物(TOC)	3以下	0.9	12回/年	省略不可	12回/年	-	-
47	pH	5.8~8.6	8.1	12回/年	省略不可	12回/年	-	-
48	味	異常でないこと	異常無し	12回/年	省略不可	12回/年	-	-
49	臭気	異常でないこと	異常無し	12回/年	省略不可	12回/年	-	-
50	色度	5度以下	0.6	12回/年	省略不可	12回/年	-	-
51	濁度	2度以下	0.1以下	12回/年	省略不可	12回/年	-	-

注① 原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合であって、過去3カ年における当該事項の検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上と、過去3カ年における当該事項の検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。

注② 原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合であって、過去における当該事項の検査結果が、基準値の2分の1以下を超えたことがなく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、他の規定に関わらず省略することができる。(特定の検査項目)

注③ 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

注④ 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

(別紙5) 水質基準項目の検査省略について(岩井袋)

基準項目

番号	検査項目	基準値 (mg/L)	過去3カ年の検査結果最大値 (mg/L)	水道法に基づく検査回数	検査省略の可否	検査回数 (R2)	検査回数減の理由	
							1回/年	1回/3年
1	一般細菌	100個以下	0	12回/年	省略不可	12回/年	-	-
2	大腸菌	不検出	不検出	12回/年	省略不可	12回/年	-	-
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
7	砒素及びその化合物	0.01以下	0.001以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
8	六価クロム及びその化合物	0.02以下	0.005以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004以下	4回/年	省略可	4回/年	-	-
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001以下	4回/年	省略不可	4回/年	-	-
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1.33	4回/年	省略可	4回/年	-	-
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.09	4回/年	省略可	1回/年	注②	-
13	ホウ素及びその化合物	1以下	0.1以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
15	1,4ジオキサン	0.05以下	0.005以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.001以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.001以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
20	ベンゼン	0.01以下	0.001以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
21	塩素酸	0.6以下	0.34	4回/年	省略不可	4回/年	-	-
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002以下	4回/年	省略不可	4回/年	-	-
23	クロロホルム	0.06以下	0.039	4回/年	省略不可	4回/年	-	-
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.004	4回/年	省略不可	4回/年	-	-
25	ジブromokロロメタン	0.1以下	0.011	4回/年	省略不可	4回/年	-	-
26	臭素酸	0.01以下	0.002	4回/年	省略不可	4回/年	-	-
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.072	4回/年	省略不可	4回/年	-	-
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.028	4回/年	省略不可	4回/年	-	-
29	ブromोजクロロメタン	0.03以下	0.025	4回/年	省略不可	4回/年	-	-
30	ブromホルム	0.09以下	0.001	4回/年	省略不可	4回/年	-	-
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008以下	4回/年	省略不可	4回/年	-	-
32	亜鉛及びその化合物	1以下	0.002	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
35	銅及びその化合物	1以下	0.01以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	29.2	4回/年	省略可	1回/年	注②	-
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.001以下	4回/年	省略可	4回/年	-	-
38	塩化物イオン	200以下	33.8	12回/年	省略不可	12回/年	-	-
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300以下	146	4回/年	省略可	4回/年	-	-
40	蒸発残留物	500以下	301	4回/年	省略可	4回/年	-	-
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
42	ジェオスミン	0.00001以下	0.000002	発生時1回/月	省略不可	4回/年	-	-
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001以下	発生時1回/月	省略不可	4回/年	-	-
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002以下	4回/年	省略不可	4回/年	-	-
45	フェノール類	0.005以下	0.0005以下	4回/年	省略可	1回/年	注①	-
46	有機物(TOC)	3以下	2.9	12回/年	省略不可	12回/年	-	-
47	pH	5.8~8.6	7.8	12回/年	省略不可	12回/年	-	-
48	味	異常でないこと	異常無し	12回/年	省略不可	12回/年	-	-
49	臭気	異常でないこと	異常無し	12回/年	省略不可	12回/年	-	-
50	色度	5度以下	2.4	12回/年	省略不可	12回/年	-	-
51	濁度	2度以下	0.2	12回/年	省略不可	12回/年	-	-

注① 原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合であって、過去3カ年における当該事項の検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上と、過去3カ年における当該事項の検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。

注② 原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合であって、過去における当該事項の検査結果が、基準値の2分の1以下を超えたことがなく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、他の規定に関わらず省略することができる。(特定の検査項目)

注③ 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

注④ 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。